

3 相談課

- (1) 精神保健相談
- (2) こころの健康づくり推進事業
- (3) 酒害予防対策事業
- (4) 薬物乱用防止対策事業
- (5) デイケア活動
- (6) 老人性痴呆疾患対策推進事業
- (7) 依存症総合対策事業
- (8) 新型コロナウイルス感染症への対応
- (9) 電話相談統計

(1) 精神保健相談(精神衛生相談)

相談業務は、昭和 32 年度より平塚保健所内の神奈川県精神衛生相談所で実施してきた。昭和 35 年度には、横浜に神奈川県中央衛生相談所が設置され、実施してきた。昭和 37 年度には、各保健所に精神衛生相談室が開設され、精神衛生相談所に準じる事業を行った。昭和 40 年の精神衛生法の改正により、中央精神衛生相談所は「精神衛生センター」となった。精神衛生相談は、保健所の行う事業と位置づけ、一方で当所は、7 年あまりの実績があることを踏まえ、対応苦慮ケースを中心に相談業務をおこなうこととなった。開設当初は、保健所の整備の遅れ、一般住民からの期待と利用度が高く直接相談は増加する傾向にあった。保健所の相談業務が活発となった後も当所では増加傾向が変わらない状況となったため、当所に直接に来なければできない来所相談を電話にてできる電話相談へシステムを変化させてきた。

ア 来所相談(面接相談)

昭和 40 年の精神衛生法の改正により、面接相談の中心は保健所となった。一方で当所に対しても県民からの要望が多く、来所相談を継続してきた。電話相談を導入し、そこでの対応困難なケースについて、面接相談を継続する形に転換した。保健所等での相談業務が充実してきたことから、平成 17 年度より、当所での相談業務は電話相談を中心とし、来所相談形式ではなく、アウトリーチ形式での相談として、地域で行われる薬物やうつ病家族セミナーでの面接相談へと方向転換を行った。平成 23 年度、家族セミナーの面接相談は終了した。平成 22 年度から自死遺族面接相談を開始し現在も継続している。また、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症当事者やその家族への支援として、令和元年度から依存症面接相談を開設している。

イ 思春期グループ

集団指導を昭和 59 年 10 月から開始した。背景に、来所相談のうち、40%近くが高校生年代の不登校の相談であったため、継続的な面接相談を行っていたが、改善が困難なケースが多かったことがある。昭和 62 年 2 月から思春期デイケアとして、対象を不登校にこだわらず、中学生から大学生年代で、神経症、心身症、精神疾患など、積極的に受け入れた。近い年代の同じような悩みを持つ仲間がいることで、面接の場面では得られない一面を出すことができ、社会への再適応の準備をすることができた。この活動が地域へ波及し、気軽に利用できる支援の場が増えた。

平成 2 年度以降は、精神分裂病圏の参加者が増えたことにより、従来のプログラム継続が難しくなったため、平成 5 年度に終結となった。

ウ 電話相談

昭和 42 年度より来所相談の予約申込みとして電話窓口相談を開設した。年々相談件数の増加により電話窓口相談として情報提供や他の機関の紹介を行っていたが、昭和 52 年度に電話相談として、開始した。

昭和 56 年度より酒害予防事業の「アルコール電話相談」を開設した。平成 22 年度に相談時間を日中から夜間に変更した。平成 23 年度にはフリーダイヤル化及び特定電話相談窓口として、依存

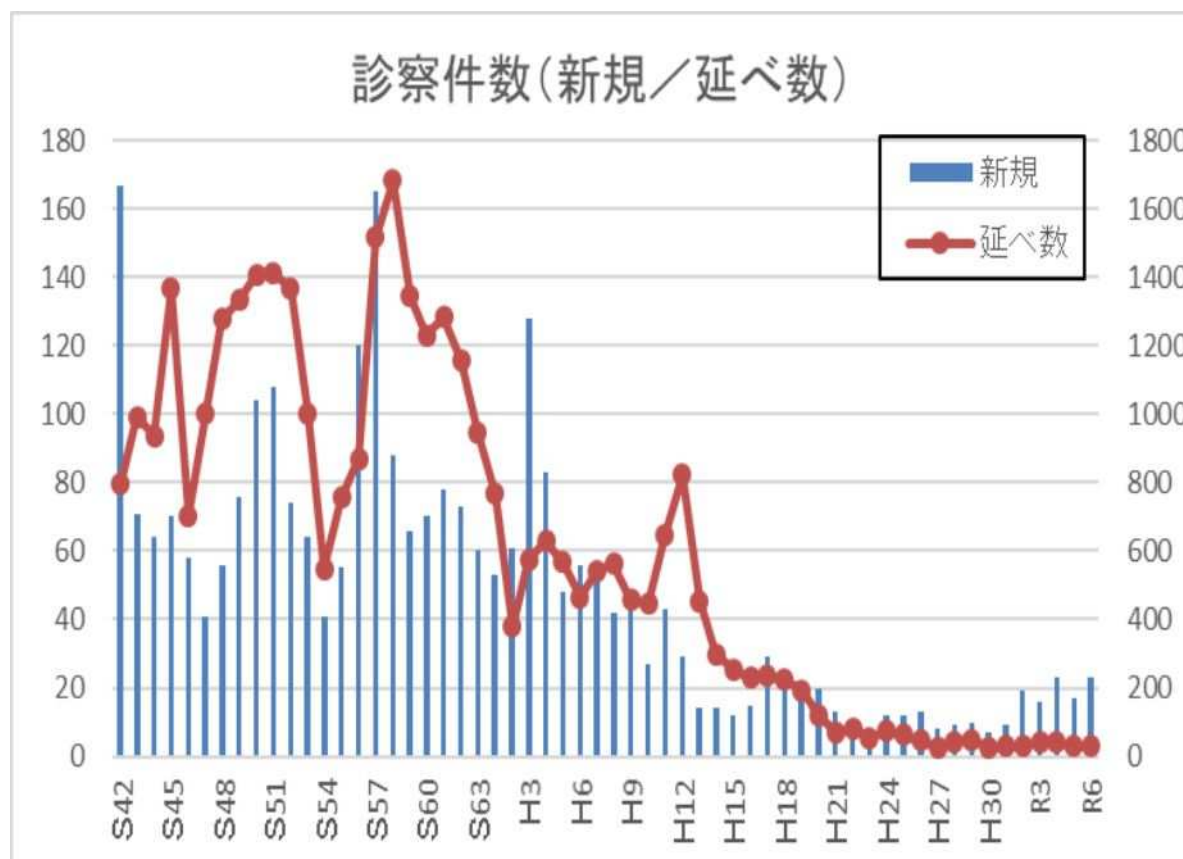
症電話相談、自死遺族電話相談、ピア電話相談（精神障害の当事者が受ける相談）を開設した。令和4年8月22日から、より多くの相談を受けるため、新たな電話番号で、深夜・土日祝日の相談を開始、同年11月10日より、24時間毎日（年末年始・祝日含む）に拡充した。これに伴い、事業委託の形態とし、令和5年4月1日からは、従来の電話番号に統一し、引き続き24時間毎日相談を実施している。また、令和5年4月より、依存症電話相談の対応曜日を拡充した。

電話相談の推移については、（9）電話相談統計にて記載。

エ 外来診療

当所における診療活動は、昭和25年の精神衛生法に基づき、昭和36年に県立中央精神衛生相談所にて開始した。昭和40年の精神衛生法の一部改正により、地域の保健所が精神保健相談及び訪問指導を担うことになった。当所は保健所に対し、専門技術的な指導、援助を行う役割をすることとなったが、来所相談と同様に診療活動を継続して行われた。相談に来所をした方へは、「治療が必要で指導の一環」としての考えが基本にあったためである。また、昭和42年度よりデイケア事業の開始とともに、プログラムの参加者への相談もしくは支援の一つとして、診療活動を行うことになった。対象者を保健所や来所の相談ケースもしくは、デイケア活動に参加しているケースが、相談や活動を継続できる方法の一つとして行われてきた。

昭和52年度からは、電話相談より診療が必要なケースについて直接診療を行うようになり、件数は増加した。昭和60年代になり、地域での精神科診療所が増加し、平成12年度以降はデイケアが当所から保健所などの地域で行うようになったため、保健所での対応苦慮ケースについてコンサルテーションを行うことで診察は縮小されて現在に至る。



(2) こころの健康づくり推進事業

当事業は、昭和 60 年に厚生省保健医療局長通知「心の健康づくり推進事業実施要領」を受け、昭和 61 年度よりパイロットで「精神健康推進事業」として実施した。目的は精神健康の保持増進を図ることで、ライフステージでの課題とされることを取り上げ、研修、教室、普及啓発を主に行った。昭和 63 年度に「こころの健康づくり推進事業」として実施し、保健所を拠点としてライフステージに応じた研修、教室、連絡会を開催した。保健所へのさまざまな方法での技術支援により、こころの健康づくりの必要性が認識されたことにより、こころの健康づくり研修としては、平成 10 年度に終了した。平成 16 年度に当事者支援としてうつ病セミナーを開催、平成 17 年度には自殺対策のパイロット事業として開始し、平成 18 年度「こころといのちのサポート事業」として本格実施した。

ア 相談関係機関連絡会

昭和 55 年度に相談業務を展開している機関のネットワークづくりを行うために、「相談関係機関連絡会」を開催した。当時は、精神保健相談という枠組みではなく、相談業務という枠組みで連絡会を開催していた。そのため、児童相談所、婦人相談所、青少年指導者研修センター、青少年センター、教育センター、老人福祉センター、家庭裁判所、教育庁教育相談室、こども医療センター、小児療育相談センター、カウンセリングセンター、いのちの電話など 23 機関の参加があった。

昭和 56 年度からはテーマを絞り、そのテーマに関係する機関とのネットワークづくりのために連絡会を開催した。平成 11 年度に相談関係機関連絡会で行ってきた電話相談関係機関連絡会と別々に行うようになる。政令市に精神保健福祉センターの設置が義務付けられたため、平成 14 年度に当所と政令市（横浜市、川崎市）による「3 県市精神保健福祉センター相談業務担当課等業務連絡会」として開催した。現在は、相模原市も加わり、4 県市の精神保健福祉センターで、主に相談業務担当課等業務連絡会として行われている。その中においては、相談業務に活用できる、精神科、心療内科のリスト作成を行ってきた。

イ ひきこもりグループ

平成 9 年度より「こころの健康づくり推進事業」として、精神病の症状が見られない、社会適応困難な状態にある「ひきこもり」を対象に集団活動を開始した。併せて親の会を発足させ、親同士の交流の場を作った。そして、コミュニケーション講座などを開催することで、メンバーが自主的に活動をできる場づくりを行った。平成 15 年度には、親の会の活動として地域で家族講座を開催した。

NPO 法人などの民間団体が発展してきたため、平成 16 年度に当所でのひきこもりグループの活動を終了し、相談業務は、保健福祉事務所をはじめとする地域が行う方向とした。家族支援としては、講座、家族セミナーと地域の家族支援に展開した。また、事業の地域展開のために、ひきこもりネットワーク会議を開催し、民間団体、医療機関など関係機関との連携を図った。平成 21 年度よりひきこもり事業が青少年センターの事業となり、以後は技術支援、共催という形で協力をしている。

ウ 電話相談員研修会

平成 11 年度より「電話相談関係機関連絡会」として開始した。平成 21 年度より電話相談業務研修会として、さまざまな電話相談における研修を行っている。令和 5 年度からはこころの電話相談委託化により、特定電話相談員の研修として、事例検討会や関連研修を継続している。

エ こころといのちのサポート事業(自殺対策)

平成 10 年に全国の自殺者が 3 万人台へと急増し、減少の兆しが一向に見られなかったことから、当所では精神保健の観点に立ち、平成 17 年度にパイロット事業として「自殺対策事業」を開始した。平成 18 年 6 月に「自殺対策基本法」が制定、同年 10 月に施行されたことで、自殺対策は、国、都道府県、市町村にとって重要な社会問題としてとらえられることとなった。

当所の役割として、地域の実情に応じた自殺対策に取り組む基礎資料とする為に「神奈川県の実態分析」にかかる調査研究を行った。また、県庁主管課が事務局となって取り組んだ「かながわ自殺対策会議」の立ち上げに参加協力した。

自殺の背景には様々な要因があることから、社会的な取り組みが必要で、総合的な取り組みをするために、庁内の関係各課を構成員とする「自殺対策に係る庁内会議」が設置された。平成 19 年度より 3 県市合同（平成 22 年に政令市となった相模原市が加わり 4 県市となる）で、医療、司法、産業、福祉、報道、教育、高齢者、女性、消防、警察、市町村の関係機関、団体のメンバー構成によるかながわ自殺対策会議を年 2 回開催してきた。

当所の具体的な取り組みとしては、平成 17 年度から自殺関連事業（パイロット事業）として、「うつ病家族セミナー」を開催した。平成 18 年度には、「こころといのちのサポート事業」を開始し、普及啓発、人材育成、職域研修、当事者支援と事業を展開してきた。平成 19 年度には、地域自殺対策推進事業（大和市モデル地区事業）、平成 20 年度には、こころといのちの地域医療支援事業（かかりつけ医うつ病対応向上研修）を展開した。平成 21 年度には、当所にかながわ自殺予防情報センターを設置し、統計分析、情報収集・発信、人材育成（研修）、会議、市町村・団体への支援を実施している。平成 23 年度より教育機関への研修（出前講座）を行っている。

平成 24 年に 15 年ぶり自殺者数が 3 万人を割り、その後も減少傾向にあるものの、世界的にみて自殺率は高い水準にあり、今後も継続的に自殺対策は必要とされている。

平成 29 年度から従来の「かながわ自殺予防情報センター」を「かながわ自殺対策推進センター」に改め、自殺対策計画の策定支援等の機能強化を図った。特に自殺のサインに気づき適切な対応を図ることのできるゲートキーパーの養成については、養成目標数をかけ、重点的な取り組みを行っている（大和市のモデル事業において元々の事業名から引用し、より柔らかい表現としてこころサポーターという名称とした。令和 5 年度から名称がゲートキーパーに統一された）。県は平成 30 年 3 月「かながわ自殺対策計画（30 年度から 34 年度）を策定し、市町村は平成 31 年度中に「市町村自殺対策計画」を策定することとされ、令和 2 年中に県所管 30 市町村が策定を終えた。その後、計画に沿って事業を推進していくところであったが、新型コロナウイルス感染症対策で事業を実施できない等、大変厳しい状況となった。

そうした中、令和 4 年度は国の「自殺総合対策大綱」の見直しがあり、それを踏まえた県の「かながわ自殺対策計画」改定に支援を行い、計画第 2 期では施策体系に「女性の自殺対策をさらに推

進する」が新設されたことも受けて、うつ病講演会において3年間関連するテーマで同一講師に依頼する内容で開催した。令和6年度は、30市町村中5市町が計画改定の年にあたり要望のあった3市町に支援を行った。

(ア) 普及啓発

一般県民への自殺対策の普及啓発として、平成18年度より講演会を実施し、平成19年度には自殺対策シンポジウムを行い、自殺は社会全体で取り組む課題であることの啓発を行った。平成20年度には、「八都県市自殺対策強化月間（現在は九都県市となっている）」にあわせて9月に自殺予防街頭キャンペーンを実施し、講演会のチラシや普及啓発グッズ、リーフレットを配布した。平成21年からは、9月10日の世界自殺予防デーに合わせて、3県市合同（平成22年からは4県市）で街頭キャンペーンを行っている。街頭キャンペーン、講演会、包括相談会等を組み合わせた取組みについて、障害保健福祉圏域をターゲットとして、巡回開催してきた。その後、コロナ禍によるイベントの中止や縮小、また、キャンペーンは効果なども再考し、講演会、包括相談会については、オンラインなど方法の選択肢を広げて継続している。3月も自殺対策強化月間であるので、同月や前月にうつ病講演会や包括相談会の地域開催も行っている。また、9、3月には所内のエントランスに「自死遺族からのメッセージ」「ゲートキーパー研修資料」のパネルやのぼり、パンフレット等の展示を継続している。

(イ) 人材育成

自殺対策にかかわる主管課職員や医療機関、消防、警察、教育機関に向けて自殺対策基礎研修、自死遺族研修、未遂者支援研修を実施している。また、主管課職員向けの地域自殺対策担当者研修、ゲートキーパー養成指導者・フォローアップ研修を実施している。

(ウ) 職域研修

平成18年度より、中高年の自殺が多かったことから、職場でのメンタルヘルス知識の向上とうつ病対策等を目的に、事業所の産業保健、労務管理者対象に、職域研修を充実させた。平成19年度からは、地域の保健所等で研修を開催できるように、当所は後方支援として共催での研修を始めた。平成24年度には地域での研修の開催となった。当所では、保健福祉事務所等での実施状況の取りまとめを行っている。

(エ) 当事者支援

平成18年度より当事者支援として、うつ病家族セミナーを行った。うつ病患者の家族を対象にした地域型セミナーとうつ病で休職中の患者の家族を対象にした地域・職域連携型セミナーを行った。平成19年度より、当所が主体になって行うものから、地域の保健所等で行う形づくりを始めた。平成20年度には、うつ病当事者セミナーとして、職場復帰とうつ病を考えるセミナーを行った。平成23年度では、うつ病家族セミナー修了者のつどいを開催した。平成24年度では、うつ病家族のつどい公開セミナーを当事者及び患者を抱える家族を対象に行った。平成25年度からは、対象を支援者や一般県民へと拡大させ、うつ病セミナーを開催している。新型

コロナウイルス感染症対策による開催の中止を経て、令和3年度以降はうつ病講演会として再開している。女性とうつ病との関係をテーマにして経年開催するなど、タイムリーな話題を取り上げている。

(オ) 自死遺族の集い

平成19年度より、家族を亡くした苦しみや悲しみを、共通の経験をもつ遺族が集まり話し合うことで、苦しい心情を分かち合うことができる場として、NPO 法人全国自死遺族総合支援センターより2名のファシリテーターが出席を得て、自死遺族の集いを開催した。当初、大和地区にて行った。平成27年度は、平塚市にて開催している。現在まで、偶数月の第1火曜日（4月は第3火）に平塚市、平塚保健福祉事務所共催のもと平塚市内で開催している。ファシリテーターについては、セルフヘルプグループ「自死遺族すまいる」に依頼している。

(カ) 地域自殺対策包括相談会

平成22年度より、県民のさまざまな悩みに対して、それぞれの相談窓口・専門職職員が一同に会して相談を受ける機会を設けることで、自殺に傾くサインに気づき、必要な支援やサービスにつながるきっかけを作る場として、多職種で行う包括相談会を実施している。また、地域の関係機関・団体等の相談ネットワーク構築を強化する機会として行っている。毎年9月（時に3月頃）に街頭キャンペーン、講演会、包括相談会等を組み合わせた取組みとして、障害保健福祉圏域をターゲットに巡回開催してきたが、新型コロナウイルス感染症対策による開催の中止、オンラインや電話など開催方法の拡充を経て、継続している。

(キ) かかりつけ医うつ病対応向上研修

平成20年度より、「こころといのちの地域医療支援事業」として行っている。うつ病は身体症状に出ることも多く、内科等のかかりつけの医師を受診することが多いことから、内科医師などを対象にうつ病の知識及び精神科医療との連携等を習得するための研修を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症のまん延により中止となった。令和3年度以降は、再開し、4県市協調体制で年5回（県域2回、政令市各1回）継続開催している。

(ク) 教育機関への研修

a 神奈川県立総合教育センターにおける研修講座

平成24年度より小・中・高等学校等教職員の5年経験者、及び新任校長等を対象とする研修講座の中で、自殺対策等に関する知識の普及啓発を図っている。平成26年度より小・中・高等学校及び特別支援学校の養護教諭を対象とする研修講座の中で、自殺対策等に関する知識の普及啓発を図っている。

b 自殺対策に関する出前講座

平成24年度より神奈川県では若年層の自殺者の割合が全国と比較して高い傾向にあることから、かながわ自殺対策会議において、学校における教職員等を対象とする出前講座を実施

し、自殺対策に関する知識等の普及啓発を図っている

県域の公立小中学校、県内の県立高校、及び私立学校を対象として実施しているが、毎年 20 校程度の希望がある。教職員への講座が中心であるが、希望により、生徒と教職員をセットにした形式で対応をしている。

(ケ) かながわ自殺予防情報センター

平成 21 年に設置され、自殺に対する情報収集及び提供（統計データの提供、ホームページでの情報発信）メールマガジンの発行などを行ってきた。また人材育成として、ゲートキーパー養成指導者研修、ゲートキーパー養成研修、自殺対策担当者研修などを行い、相談体制の基盤づくりや地域で人材育成を進める体制づくり・市町村や保健所、保健福祉事務所・センターなどへの支援協力を行った。

(コ) かながわ自殺対策推進センター

平成 28 年 5 月 10 日に出された、厚労省社会・援護局長通知の「地域自殺対策推進センター運営事業の実施について」に基づき、平成 29 年 4 月 1 日に「かながわ自殺対策推進センター設置要綱」が策定された。それにより、かながわ自殺予防情報センターから、かながわ自殺対策推進センターに名称変更された。広く自殺対策にかかわる情報を県民や関係者に提供するとともに、地域における関係機関職員との連携を強化し、自殺予防を担う人材養成や遺族支援の充実を図ることを目的としている。常勤兼任 5 名と自殺対策コーディネーター 1 名を配置し、地域における自殺の原因分析や情報の集約を行っている。また、20 年の取組みの年表を作成した（※ 別紙 国・神奈川県・市町村における自殺対策の推移～県域の取組を中心に～）

(サ) 津久井やまゆり園で発生した事件に係る職員のこころのケア対応

平成 28 年 7 月に津久井やまゆり園において事件が発生し、本人、家族、職員等が事件の凄惨な状況を目撃・経験する等、こころに深い傷を負ったため、こころのケアが必要な状況となった。そこで県では、津久井やまゆり園と協力して、利用者、家族、当該施設職員等支援者に対して、こころのケアを行う体制を相模原市と協同して整えて、以下の対応を行った。

a 津久井やまゆり園関係者に対する支援

(a) 現状把握・ニーズの把握

(b) 具体的支援

①利用者（本人）への支援

②利用者の家族への支援

③支援者（施設職員等）への支援

b 県民に対する相談

具体的支援の③について、当所が中心となり、相模原市と一体で全職員を対象とした相談支援を数か月に渡り実施した。実施するにあたり、医療機関等の協力をいただいた。必要に応じて継続して支援が受けられる体制の整備も行った。また、精神科医の講話をする機会を設けるなどの対応も行った。

(3) 酒害予防対策事業

当所での酒害予防対策事業は、「保健所アルコール中毒防止事業」として、昭和 45 年度から昭和 49 年度まで行われたのが始まりである。この事業は、主に地域の断酒会の発足及び保健所を中心に患者および家族会育成援助を中心に行われた。5 年間で 6 ヶ所（大和、津久井、平塚、三崎、足柄上、鎌倉）の断酒会を発足させた。断酒会への支援は、研修会の企画助言など続けられた。

昭和 54 年 6 月に「精神衛生センターにおける酒害相談指導事業実施要領」が出されたことにより、昭和 55 年度より「アルコール地域指導事業」を開始した。昭和 56 年度に、保健所、医療機関、福祉事務所など関係機関及び酒害相談員を対象に「地区別症例研究会」を開催した。支援者に対して、症例をもとにした処遇検討会やアルコールについての研修を行った。当所にて昭和 58 年度から平成 14 年度まで「アルコール電話相談」を行った。平成 15 年度から平成 21 年度までは、「こころの電話相談」にて相談を受けていたが、平成 22 年度より喫緊の課題であった依存症の相談を充実させるため「依存症電話相談」開始し、現在も継続中である。

昭和 58 年度には、「神奈川県酒害相談員研修」の委託業務、県立せりがや園と「アルコール関連問題連絡協議会」の事務局を行った。酒害相談員研修では、研修委員会を開催し、研修プログラムの作成などの援助を行った。また、昭和 61 年度より「アルコール家族教室」昭和 63 年度より「アルコール健康相談連絡会」家族教室担当者向けの研修の実施と地域支援に力を入れてきた。

保健所での家族会の定着、断酒会の地区別研修会の定着によって、当所での酒害予防対策事業は、平成 6 年度以降は相談援助、技術援助、関係機関との連携の強化、断酒会等の団体の育成および援助を中心となる。一般県民向けに「酒害予防講演会」「依存症電話相談」「こころの電話相談」を行っている。また関係機関向けに「アルコール健康相談研修」を実施し、酒害相談員活動支援として「酒害相談員研修等連絡調整会議」「神奈川県断酒連合会への事業委託」などを行っている。

平成 26 年 6 月に施行されたアルコール健康障害対策基本法及び平成 30 年 3 月に施行された神奈川県アルコール健康障害対策推進計画（推進計画）を踏まえ、例年若年者を対象に酒害予防講演会を開催してきた。令和 5 年 3 月改定の第 2 期推進計画において総合的な依存症公開講座の一環と位置付けている。一般県民向けの「依存症電話相談」「依存症面接相談」「こころの電話相談」、関係機関向けに「アルコール健康相談研修」、酒害相談員活動支援として「酒害相談員研修等連絡調整会議」「神奈川県断酒連合会への事業委託」は継続実施している。

(4) 薬物乱用防止対策事業

厚生労働省の薬物乱用防止対策実施要綱に基づき、当所では平成 11 年度より、増加する薬物乱用者とその家族への支援として、正しい知識の普及啓発を目的に、関係機関と連携して相談、家族教室、関係機関との連携及び研修等を実施した。平成 21 年度までは、教育機関などに薬物乱用防止講演も行ってきた。また、平成 15 年度より「せりがや病院との連絡会」を開催し、薬物乱用防止対策について、連携を図ってきた。

現在では、教育機関への薬物乱用防止教育の取りまとめは薬務課が行っており、当所は「依存症電話相談」「家族講座」「薬物相談業務研修」を実施することで、薬物依存症について相談支援と人材

育成の一角を担っている。

相談支援は「依存症電話相談」「依存症面接相談」「こころの電話相談」で対応している。薬務課予算の人材育成として「家族講座」「薬物相談業務研修」を継続実施している。また、平成 28 年度より、地域において薬物依存症者及び、その家族への相談支援・地域連携対応力が求められるため、精神保健福祉センター職員等が研修によりその技能を身に付け、今後における地域支援に活かしていくことを目的とする薬物依存症対応力向上研修を、県立精神医療センター等で実施している。

また、横浜保護観察所主催の会議の出席や引受人会や実務者事例検討会への参加、また、家族会主催のフォーラムなどの後援や地域への普及啓発も行っている。

令和 3～5 年度においては、依存症出前講座として、衛生看護専門学校等の学生を対象に薬物乱用防止の講義を当所依存症面接相談員が行った。

(5) デイケア活動

ア 精神分裂病デイケア

昭和 40 年の精神衛生法の改正（個別相談は保健所が主におこなう業務となる）と、精神障害者の社会復帰のための活動の保障を検討してきたことにより、精神分裂病患者のデイケアを昭和 42 年 9 月より「精神衛生集団活動」として開始をした。開始当初は、自発性・積極性を高めること、活動に参加すること、生活訓練を中心に行った。昭和 44 年度には、デイケア修了者の患者クラブ（友愛会）が発足した。

患者本人や家族からの要望は、デイケアへの参加から就労援助となったこともあり、昭和 45 年度に職業リハビリテーションを目指した作業療法プログラムが作られた。翌 46 年度には、職場実習が導入された。昭和 48 年度は就労グループ、生活グループのデイケア活動を行った。就労グループでは職場見学、職能適性検査を行い、週 1 回の個別指導を実施した。また当所、職場、家族の合同懇談会の開催をした。

昭和 49 年度には、デイケア終了した者の増加に伴い、その後に何らかの課題を抱えた事例が出てきた。そのため「アフターケア」「継続ケア」として、デイケア終了者に対して対応を始めた。

昭和 50 年代後半には、精神障害者の地域リハビリテーション活動（病院内のデイケア）、保健所での精神障害者集団生活指導、職親事業、共同作業所の開設など地域での活動が活発となっていた。当所での精神分裂病患者へのデイケア活動の役割として目的達成できたということから、昭和 59 年 2 月地域で課題となっている老人を対象としたデイケアの実施に転換された。

イ 痴呆性老人デイケア

昭和 59 年度より痴呆性老人デイケアを開始した。また、介護の勉強等を目的に痴呆性老人について家族会の発足をさせた。平成 2 年度には老人性痴呆疾患対策事業の一環として位置づけられ、従来のデイケア、来所相談に加え、フォローアップも行われるようになった。平成 5 年度に地域での導入を開始し、当所で行われたデイケアを地域展開させることとなった。平成 8 年度から、当所は後方支援という方法を取り、地域デイケア活動支援事業として市町村・保健所等への協力、研修、関係機関連絡会を行った。

地域での定着、医療機関や支援機関の発達により本事業は平成 10 年度に終了した。

ウ イブニングケア

平成 2 年度より分裂病集団援助として、単身の精神分裂病者の方の過ごし方を豊かにするために、イブニングケアを開始した。しかし平成 6 年度の当所の移転に際して、イブニングケアとしての機能と必要性について検討する中で、移転先での参加希望が少なく住み慣れた地域での活動の希望が多かったため平成 5 年度で終了となった。

（６）老人性痴呆疾患対策推進事業

昭和 59 年度より痴呆性老人デイケアを行っていたが、平成 2 年度から新たに老人性痴呆疾患対策事業として、専門相談窓口の設置、保健所等の窓口相談及び訪問指導に関するマニュアルの作成（以下「マニュアル」とする。）、老人性痴呆疾患の医学的ケアに関するパイロットスタディを 6 年間の計画で行った。

平成 2 年度と平成 3 年度でマニュアルと副読本の作成を行うとともに、昭和 59 年度から行っていた痴呆老人デイケアをパイロットスタディとして継続実施し、平成 5 年度からは、地域でのデイケア普及を目的に地域展開を図った。また保健所等へ、家族教室や処遇対策検討部会等の技術支援を積極的に行った。

当初に計画した事業は平成 7 年度で終了したが、平成 8 年度以降は、市町村・保健所等に対する支援を継続的に実施し、地域での活動が定着した平成 10 年度をもって終了した。

（７）依存症総合対策事業

当所では、昭和 55 年度よりアルコール地域指導事業、平成 11 年度より薬物乱用防止対策事業を展開しているところであるが、厚生労働省の依存症総合支援対策事業実施要綱（平成 29 年 6 月 13 日発）に基づき、平成 31 年 4 月より既存の事業を整理し、ギャンブル等依存症、ゲーム行動症を含めた依存症対策を展開することとなった。アルコール、薬物、ギャンブル等、ゲーム行動症の依存症当事者やその家族への支援として、令和元年度から依存症面接相談を開設している。あわせて、正しい知識の普及啓発を目的に、関係機関と連携し、包括相談、家族講座、公開講座、相談拠点機関としての体制づくりを実施している。また、調査研究事業への協力も行っている。

ア 依存症相談拠点機関事業

（ア） 依存症面接相談

令和元年 4 月から、週 1 回午後に「依存症面接相談」を新設し、実施している。令和 2 年 4 月より、対応時間を 1 日に拡充した。

（イ） 依存症電話相談【再掲】

平成 22 年 4 月より「特定電話相談」として、毎週月曜の午後に実施してきたが、令和 5 年 4 月より、毎週月、火曜日に拡充して対応している。

(ウ) 依存症包括相談会【再掲】

自殺対策における包括相談会と同日開催するなどの実施をしてきたが、新型コロナウイルス感染症対策による開催の中止、オンラインや電話など開催方法の拡充を経て、継続している。

(エ) 依存症公開講座

依存症の正しい知識を学ぶことで、その理解を深める機会とし、広く県民に普及啓発を図ることを目的とした公開講座を開催している。総合対策事業推進の一環として、別に開催されていた酒害予防講演会を取り込み、トレンドを考慮して効率的な開催を進めている。

(オ) 依存症家族講座

家族の依存症に悩んでいる方が、依存症の知識や社会資源について学び、適切な関わり方や回復するための支援について理解や、同じ悩みを抱えた家族同士の繋がりを支援するために研修を開催している。

(カ) 依存症対策連携会議

依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等を目的とした連携会議を開催している。

a 神奈川県及び政令市依存症相談拠点機関連携会議

神奈川県及び政令市における依存症対策において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、依存症対策の推進を図るためことを目的として開催している。

b 神奈川県地域依存症対策担当者会議

神奈川県域における依存症対策において、密接な連携を図るとともに情報や課題を共有し、依存症対策の推進を図ることを目的とする。また、依存症回復施設や自助グループ等の理解を深め、具体的な連携につながることを目的として開催している。

(キ) 地域依存症対策サポート事業

地域では保健福祉事務所・センター、市保健所（以下、保福等）が第一線機関として相談等の事業に取り組んでいるが、相談・支援内容にも変化が見られ、それに応じたスキルアップが求められている。そこで令和5年度より、地域での依存症対策のサポートをはかることを目的として、保福等のニーズに応じたアウトリーチでの事業を共催で展開している。事業メニューは面接、講演会、研修、包括相談会等としている。

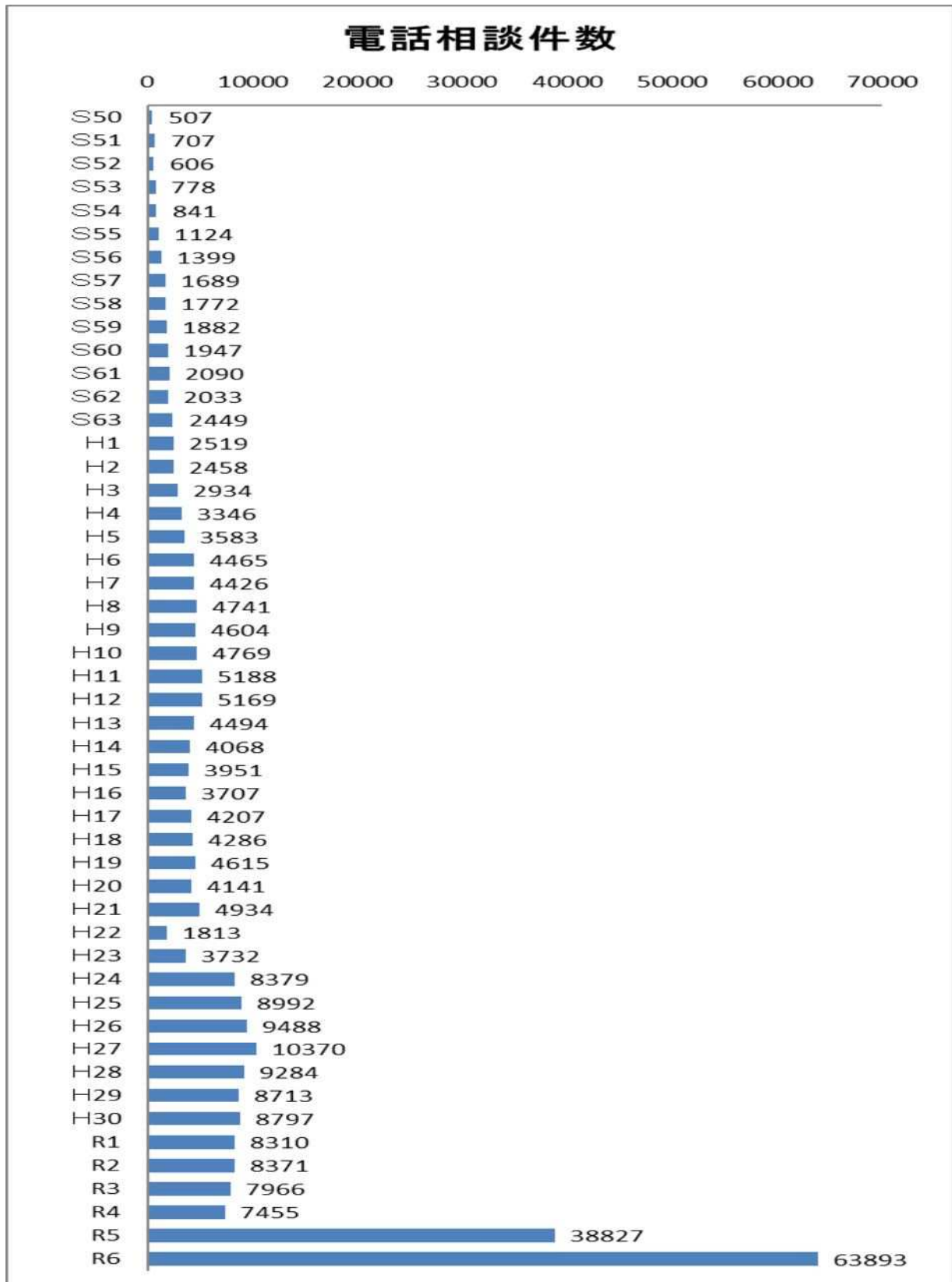
イ 薬物依存症者のコホート調査研究への協力

平成28年度からは、障害者政策総合研究事業（厚生労働科学研究）における「薬物依存症者のコホート調査研究」について協力している。調査研究への協力で同意した保護観察対象者に調査を実施するものであり、初回は面接、その後は電話で調査をおこなっている。また、研究班会議・報告会等にも参加している。

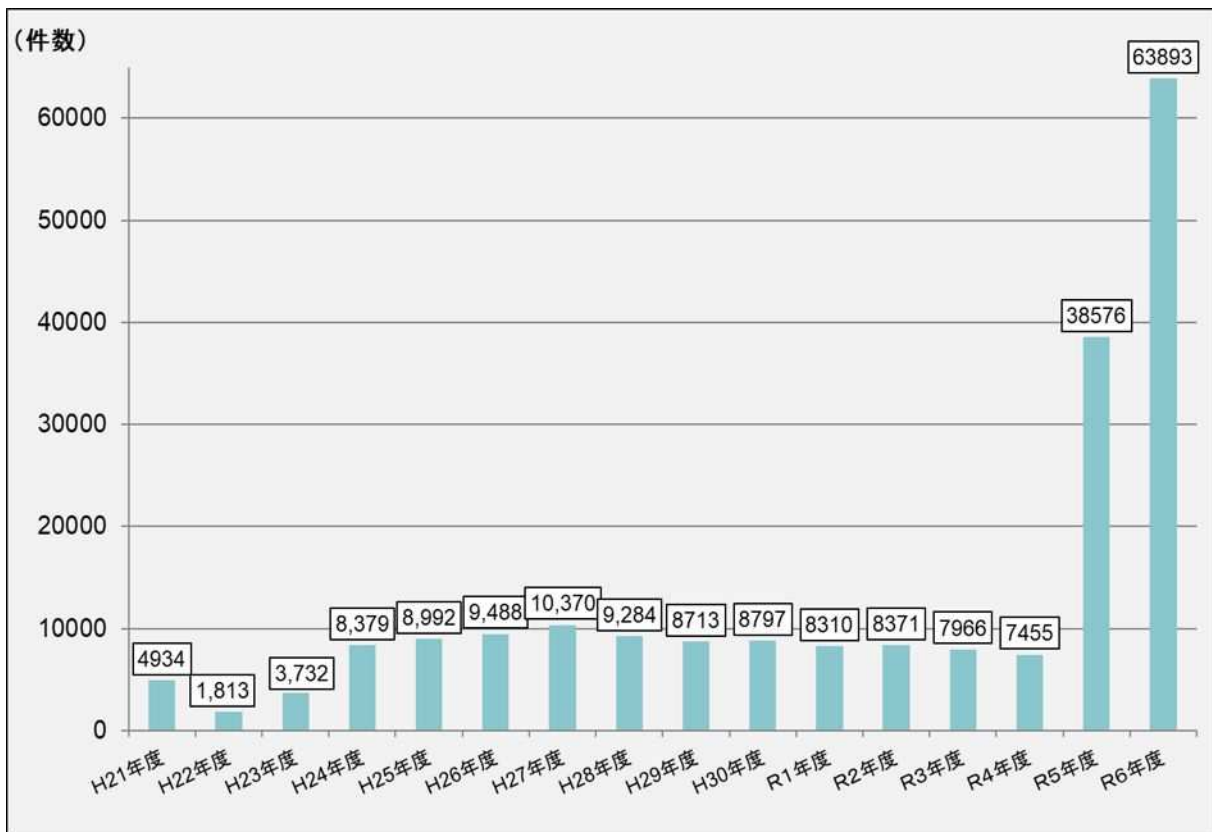
（８）新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症に対応している医療機関・福祉施設従事者向けのこころの健康に関する専用の電話相談を、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として、令和２年５月 28 日から令和３年３月 31 日まで設置した。医師・看護師をはじめ、最前線の現場で働く様々な職種の方の不安な気持ちや意見が寄せられた。また、令和３年度には、コロナ禍におけるストレスや解消法についてホームページで情報発信を行った。

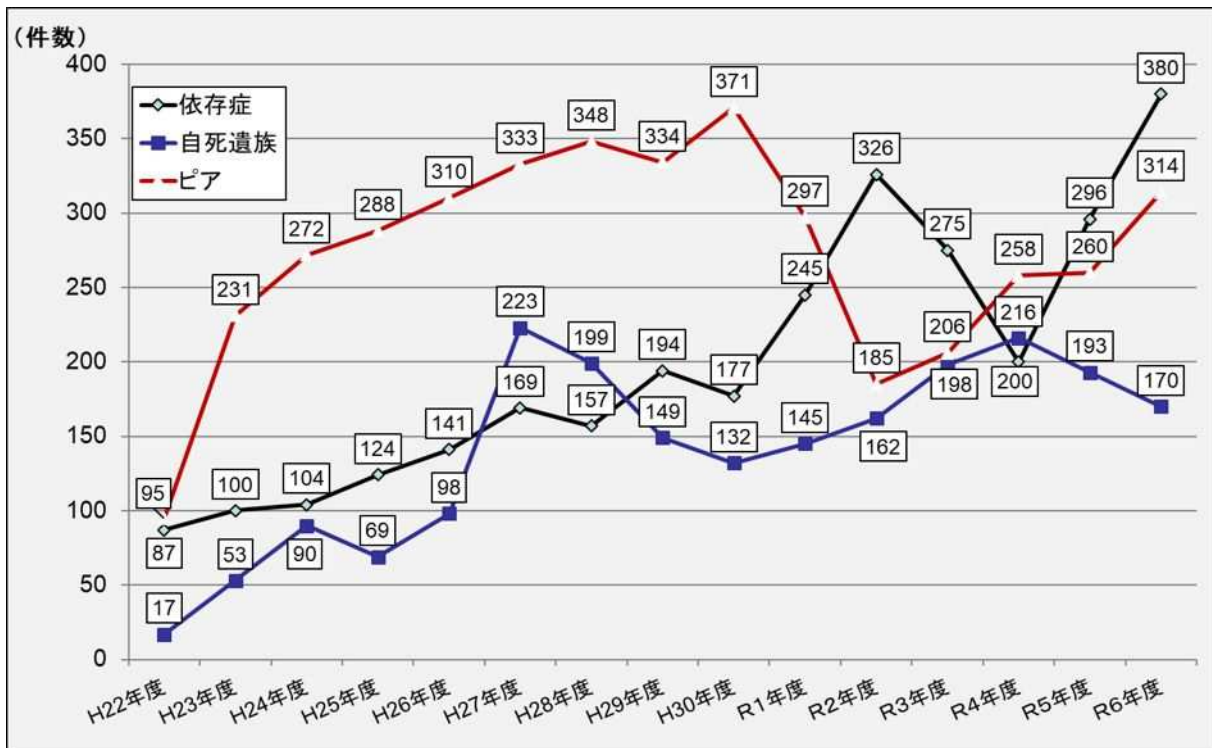
(9) 電話相談統計



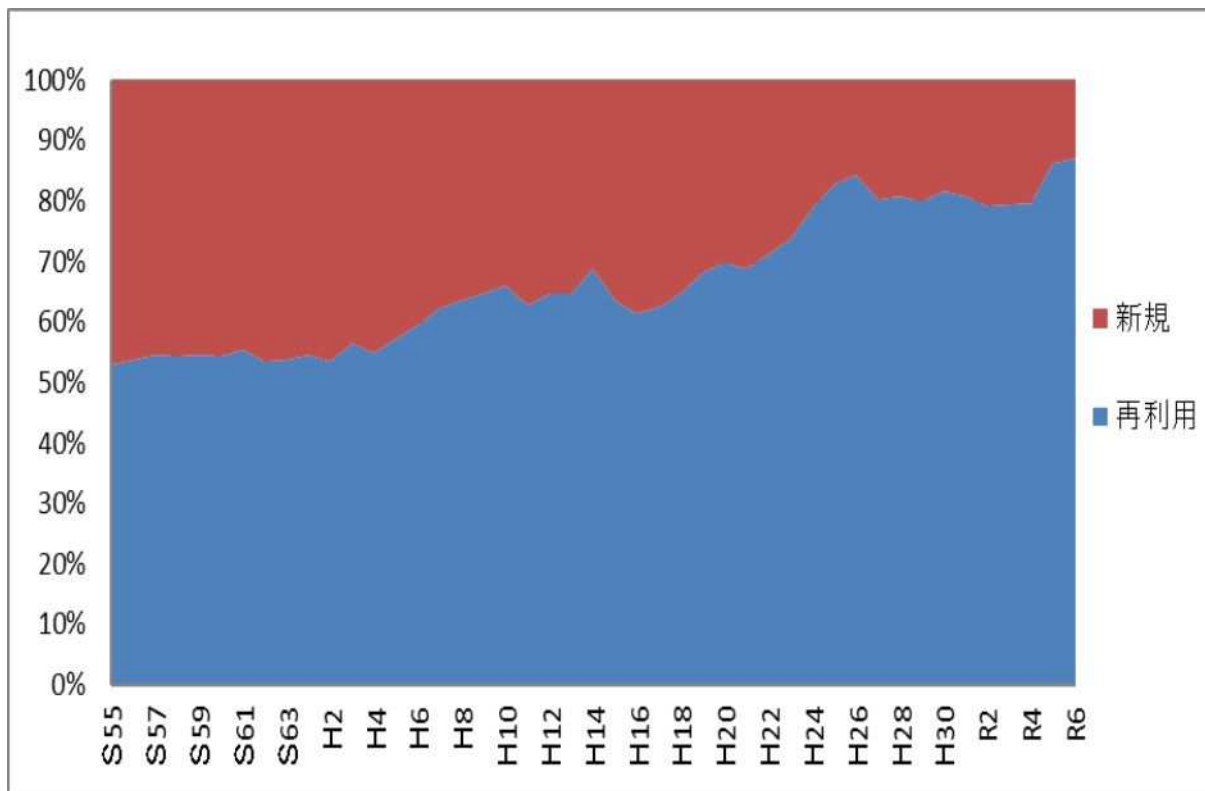
こころの電話相談件数の推移



特定電話相談件数の推移



こころの電話相談 新規と再利用の推移



国・神奈川県・市町村における自殺対策の推移～県域の取組を中心に～

神奈川県精神保健福祉センター 相談課作成 2025/4/10現在

分類 年度		○自殺者数等 ●社会状況	国 □内閣府 ○厚生労働省 ◆文部科学省 ■こども家庭庁	専門機関 関係機関団体	県域に おける 取組	神奈川県（県とセンターの◎は継続実施中）				市町村	その他県内 関係団体
						精神保健福祉センター （かながわ自殺対策推進センター）	保健福祉事務所・ センター	庁内各課の事業			
1998	平成10年度	○自殺者が3万人を超える				◎S52～電話相談を実施					
1999	11										
2000	12	○小冊子「自殺って言えない」発行 計13万部	○「健康日本21」								
2001	13		○「自殺防止対策有識者懇談会」発足（H14/2月）								
2002	14		○同懇談会「自殺予防に向けての提言」（H14/12月）								
2003	15	○WHOが9/10を「世界自殺予防デー」に定める ○警察統計H15自殺者最多34,427人									
2004	16			○(NPO)自殺対策支援センターライフリンク発足		○うつ病普及啓発リーフレット作成「うつかな？と思ったら、心の健康を考えてみませんか？」 ○精神保健普及講演会「うつ病と自殺予防について」茅ヶ崎HWC					
2005	17		□自殺対策関係府庁連絡会議（H17/9月）「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」（12月）	○自殺対策シンポジウム（H17/5月）		○うつ病家族セミナー（パイロット事業）茅ヶ崎地区 ○自殺防止研修（精神保健福祉担当者専門研修）					
2006	18		自殺対策基本法 施行(H18/10月) □自殺総合対策会議第1回（11月）	○「自殺予防総合対策センター」設置（10月）	第1期	○このころといのちのサポート事業（自殺予防） ・家族セミナー（地域型、休職者）・普及啓発講演会 ・職域研修会・自殺対策研修（基礎・実践）・うつ病リーフレット作成 ★調査研究「神奈川県における自殺の統計分析－人口動態調査から－」 ◎自殺対策に係る庁内会議 開始（H19/3月） ◎8都県市共同の取組開始	○厚木HWC「地域精神保健福祉連絡協議会」で議題				
2007	19		□内閣府自殺対策推進室設置 □自殺総合対策大綱 策定 □「自殺予防週間」初実施 □自殺対策白書刊行（11月）	○全国自死遺族総合支援センター発足（H20/1月） ○国立精神「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」（H19～21年度）厚生労働科学研究		○このころといのちのサポート事業（自殺対策） ○大和市モデル地区事業（～H21年度） ○自死遺族の集い 川崎市と共催で開始（会場 大和HWC） ○このころサポーター養成研修テキスト作成 ◎研修（自殺対策基礎研修1・2、技術研修、自死遺族支援研修） ★調査研究「神奈川県における自殺の統計分析－人口動態調査・死亡表を用いた自殺死亡の実態把握の試み－」 ○「心理学的剖検」への協力（H19～21年度） ◎かながわ自殺対策会議 第1回（3県市）（8月） ○かながわ自殺対策シンポジウム（3県市・はまぎんホールヴィアマーレ） ○かながわ健康プラン21に自殺に関する目標値掲載	○大和市モデル地区事業（～H21年度） ○大和HWC 自死遺族の集いへの協力 ○横浜市民のこのころと命を守る条例施行 ○大和市コーディネートチーム				
2008	20	●リーマンショック ●硫化水素自殺の群発	◆児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 開始 □自殺対策加速化プラン（H20/10月） □自殺総合対策大綱一部改正（H20/10月） ◆教師が知っておきたい子どもの自殺予防（H21/3月）	○「自殺実態白書2008」（ライフリンク）		○かながわ自殺対策会議に部会を設置（普及啓発） ◎「あなたに知ってほしい」作成開始・3県市（H21/3月） ○8都県市自殺対策強化月間に自殺予防街頭キャンペーン（9月） ◎かかりつけ医うつ病対応力向上研修 開始 ★調査研究「神奈川県における自殺の統計分析－人口動態調査票に基づく神奈川県自殺者の年次推移の検討－」 ★調査研究「神奈川県における自殺の統計分析－警察統計資料を用いた自殺死亡の実態把握の試み－」	○鎌倉HWC・精神保健福祉センター共催で講演会（H21/2月）				
2009	21	○警察統計「地域における自殺の基礎資料」H19.20公表（内閣府） ○H21自殺者12年連続3万人超	□いのちを守る自殺対策緊急プラン（H22/2月） （自殺総合対策会議において決定） □「自殺対策強化月間」初実施（H22/3月） ◆子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き（H22/3月）	○WHO「自殺予防 メディア関係者のための手引き」（2008年改訂版）河西千秋訳	○かながわ自殺予防情報センター設置（4月） ○自死遺族の集い 精神保健福祉センターと大和HWC共催（会場 大和HWC） ○地域自殺対策緊急強化基金 ○3県市合同街頭キャンペーン（9月）（令和元年まで4県市で実施）	○鎌倉HWC A地域自殺対策検討会 開始 ○大和HWC「地域精神保健福祉連絡協議会」議題		○川崎市 自死遺族の集い単独開催		○緊急強化基金を活用関連団体等に補助精神保健福祉協会に委託事業等（H21-23）	
2010	22	○「地域における自殺の基礎資料」が発見日自殺日×発見地住居地の詳細に（H21～） ●東日本大震災（H23/3月）	□ゲートキーパー養成研修用テキスト（H23/3月）DVD		第2期	○9都県市・4県市となる ◎自殺対策担当者会議 ◎地域自殺対策連絡調整会議 ○ゲートキーパー（このころサポーター）養成指導者研修（保健福祉事務所・保健所職員）開始 ◎包括相談会開始 ○鎌倉・逗子・葉山いきるを支える自殺対策シンポジウム ○電話相談9-21時 ◎特定相談（自死遺族電話相談） ◎自殺対策に関する出前講座（4県市・精神保健福祉センター） ○県民ニーズ調査	○鎌倉・逗子・葉山いきるを支える自殺対策シンポジウム ○鎌倉HWC「保健福祉サービス連携調整会議」地域精神保健福祉部会・自殺対策ワーキング	○教育委員会：中高生の自殺予防に向けたこのころサポートハンドブック（H23/3月）	○相模原市 政令市になる ○相模原市 自死遺族の集い開始 ○座間市 自死遺族の集い開始 ○厚木市セーフコミュニティ認証取得 ○いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会 ○鎌倉・逗子・葉山いきるを支える自殺対策シンポジウム		
2011	23		◆子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（H23/6月）（H26/7月改定）			○かながわ自殺総合対策指針 ◎ゲートキーパー（このころサポーター）養成指導者研修（対象を市町村職員に拡大） ○わたしのこのころサポート講座インストラクター養成研修 ◎このころの電話相談 フリーダイヤル化	○厚木HWC 地域ネットワーク会議に名称変更・担当者部会 ○いきるを支える鎌倉・逗子・葉山実行委員会開始 ○足柄上HWC地域自殺（予防）対策連絡会議・講演会 ○各HWC「地域精神保健福祉連絡協議会」議題に	小田原HWC 三崎HWC	○藤沢市 自死遺族の集い開始		
2012	24		□自殺総合対策大綱見直し □ゲートキーパー養成研修用DVD			○神奈川県総合計画（かながわグランドデザイン）に位置づけ ◎ゲートキーパー（このころサポーター）養成実績 全県集計開始 ◎メールマガジン発行開始（県城市町村・保健福祉事務所等対象）（H25/2月）	○養父HWC 地域自殺対策検討会・担当者連絡会 ○各HWC「地域精神保健福祉連絡協議会」議題に	平塚HWC 小田原HWC	○関連団体へ補助ゲートキーパー養成（H24-26）		
2013	25		□ゲートキーパー養成研修用テキスト（10月）			○自死遺族の集い 大和市と共催（大和市内で会場移転）	○大和HWC 地域精神保健福祉連絡協議会実務担当者会議 8保健福祉事務所から、4保健福祉事務所・4センターとなる（H26/4月）		○自死遺族の集い 大和市と共催（大和市内で会場移転） ○川崎市自殺対策の推進に関する条例を施行		○県司法書士会・ベッドサイド法律相談開始
2014	26		◆子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）（H26/7月）			◎かながわ自殺対策会議 地域部会（県と政令3市） ◎「このころナビかながわ」（ストレスチェック）開始（～R6年度） ◎自殺未遂者支援事業（東海大学病院）開始	平塚HWC：地域自殺対策検討会・担当者会議 小田原HWC：地域自殺対策担当者会議				
2015	27					○地域自殺対策強化交付金 ◎自死遺族の集い 10月～平塚市と両主催（会場：平塚市内）	○各HWC「地域自殺対策検討会」・担当者会議 等 ○各HWC「地域精神保健福祉連絡協議会」・部会として 足柄上センター：地域自殺対策検討会 厚木HWC：地域自殺対策連絡会議とハイレベル地ネットワーク会議		○厚木市セーフコミュニティ再認証取得 ○鎌倉市図書館の投稿「学校へ行くのが死ぬほどつらい子は図書館において」 ○自死遺族の集い 10月～平塚市と両主催（会場：平塚市内）		○交付金を活用 多職種連携による支援体制強化の取組み支援（弁護士会・司法書士会）
2016	28	●熊本地震（H28/4月）	○主管が厚生労働省へ ○自殺対策基本法 改正 ○「トップセミナー」各都道府県で開催	○「自殺総合対策推進センター」となる			○平塚HWC 自死遺族の集いへの協力 ○三崎センター 地域自殺対策連絡会 ○大和センター 地域精神保健福祉連絡協議会（地域自殺対策検討会）				
2017	29		○自殺総合対策大綱見直し ○主管が社会・援護局総務課「自殺対策推進室」に ○地域自殺実態プロファイル・地域自殺対策政策パッケージ			○かながわ自殺対策推進センターに変更			○小田原市 SOSの出し方教育実施		
2018	30	●9人殺害事件（H29/10月）	○SNSを活用した自殺防止対策事業実施 ○自殺総合対策の推進に関する有識者会議第1回（R1/3月）			○かながわ自殺対策計画（H30～R4年度）策定 ○神奈川県自殺対策トップセミナー（講師：清水康之氏）（H30/10月） ○神奈川県政策研究会（自殺対策）（講師：清水康之氏）（R1/10月）			○綾瀬市 SOSの出し方教育実施		
2019	令和1	○警察統計R1自殺者20,169人				◎LINE相談「いのちのほっとライン@かながわ」開始（4月） ◎4県市グリーンライトアップ（9月）開始 街頭キャンペーンから変更			○市町村自殺対策計画 順次策定		
2020	2	●新型コロナウイルスの流行 ●男性俳優・女性俳優の死の報道 ○R2自殺者急増21,081人		○「いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）」 ○JSCP「コロナ禍における自殺の動向に関する分析」緊急レポート					○市町村自殺対策計画 順次策定		
2021	3				第3期			○学校支援課：児童生徒の自殺予防に向けたこのころサポートハンドブック（改訂版）（R4/3月）	○厚木市セーフコミュニティ再認証取得 ○座間市 ライフリンクと「連携自治体事業」協定を締結（R4/2月） ○横須賀市 ライフリンクと「連携自治体事業」協定を締結（R4/3月）		
2022	4		○自殺総合対策大綱見直し ○警察統計R4自殺者21,881人 小中高生計514人			◎このころの電話相談24時間化（11/10～）	○足柄上センター 地域自殺対策会議	○子ども教育支援課：子どもサポートハンドブック（R5/4月） ○かながわ子どもサポートドック開始	○市町村自殺対策計画 順次改定		
2023	5	●新型コロナ5類に ●能登半島地震（R6/1月） ○警察統計R5自殺者21,837人 小中高生計513人	■こども家庭庁発足 ■こどもの自殺対策緊急強化プラン ■こども大綱閣議決定 小中高生の自殺者数が指標に	○WHO「自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2023年版」JSCP訳（R6/3月）		○第2期かながわ自殺対策計画（R5～9年度） ○「心のサポーター養成研修」開始に伴い「ゲートキーパー（このころサポーター）」を改め「ゲートキーパー」とした	○平塚HWC 自殺対策担当者連絡会 ○大和センター 自殺未遂者支援研修会（検討会）		○市町村自殺対策計画 順次改定		
2024	6		○ゲートキーパー養成研修用テキスト（R6/4月配布） ○ゲートキーパー養成研修講師用テキスト（R6/9月配布）	○自治体向け自殺対策支援プラットフォーム・地域版ホエール（R6/4月） ○自死遺族を支えるために～総合的支援の手引き（R6/9月）		◎自殺予防週間の4県市グリーンライトアップを県域市町村に拡大 ◎自殺対策ポータルサイト開始 ◎未遂者支援 調査			○市町村自殺対策計画 順次改定 ○茅ヶ崎わかち合いの会開催		
2025	7										

第1期：県としての自殺対策の開始～大和市モデル地区事業まで
第2期：対策を県域に展開、保健福祉事務所・センターから市町村へ拡大
第3期：かながわ自殺対策計画策定・改定、全市町村で自殺対策計画策定・順次改定、県域全体で取り組みの充実を目指す

自殺対策は長期の取組みで！ 自殺者数や自殺死亡率の減少は長期的目標です。私達が向き合うのは、自殺対策の歴史の中の1ページ…短期的には、ぶれずに計画に基づき今できることにひとつずつ取り組むことが、回り道に見えても最短の方法です。しかし、自殺者数は社会的状況の変化により変動します。状況に合わせ必要な対策の検討も重要です。ひとりで悩むのではなく、庁内や地域の連携の中で相互にフォローし合える関係を作りながら、サポートを得つつ取り組みましょう。疑問点やお悩みのことがあればSOSを出し、市町村、保健福祉事務所・センター、がん・疾病対策課、精神保健福祉センター等が連携して自殺対策を進めていきましょう。